

## 令和3年度 第5回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和3年9月17日（金） 午後1時30分から午後5時まで

### 2 場 所

Web会議形式により開催

### 3 出席者

委員：葉山委員長、菊地副委員長、  
齋藤委員、大瀧委員、松田委員、高橋委員、八田委員、酒井委員、岡山委員、永村委員、本間委員（11名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角環境対策監  
環境政策課 板倉課長、小泉副課長、坂元班長、森主査、  
岩城副主査

傍聴人：4名

### 4 議 題

- (1) 一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
- (2) （仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (3) その他

### 5 結果概要

- (1) 一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）  
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) （仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（審議）  
事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他  
特になし

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 一般国道 1 2 7 号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1 - 2 一般国道 1 2 7 号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る計画段階環境配慮書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 1 - 3 答申案審議に向けた論点整理〔一般国道 1 2 7 号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る計画段階環境配慮書〕
- 資料 1 - 4 一般国道 1 2 7 号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る計画段階環境配慮書に対する意見（答申案）
- 資料 2 - 1 （仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 - 2 （仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 説明資料

## 別紙 審議等の詳細

議題（１）：一般国道１２７号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）

○事務局より資料 1-1 から 1-4 について説明。

### 【審議】

（委員）

資料 1-3 「答申案審議に向けた論点整理」（以下「論点整理」）について、「3 各論（１）大気環境（超低周波音）」と記載されているが、このように超低周波音を大気環境に含め、「大気環境（超低周波音）」と記載するのが一般的か確認したい。

（事務局）

道路主務省令の計画段階配慮事項（以下「配慮事項」）に沿って分類しており、大気環境に含まれる超低周波音を項目出ししている。

（委員）

了解した。

（委員）

トンネル工事時には大量に土砂が発生すると思うが、発生土の処理について、前回委員会時に議論したか。土砂を不適切に処理し、近隣の生活環境に影響が及んだ事例が全国であると思う。

（事務局）

前回審議時においても、トンネル工事に伴う影響について、水環境への影響も含め論点としており、論点整理の「（８）廃棄物等」において、「工事に伴い発生する土砂等について配慮した計画とすること」としている。今後の手続きの中で計画、施工計画等とともに固められていくと考えており、計画を作成していく段階の現時点では、【指導】として整理し、答申案に反映していない。

（委員）

例えばトンネル工事に伴う発生土を搬出し、区域外の河川工事や整地等に用いるのであれば、区域内に直接的な問題は生じないが、本工事の一環として処理

するのであれば直接に影響が生じる。道路の具体的な構造の検討については今後行うとのことなので、「全般的事項（１）」において、道路の位置及び構造或いは施工方法の検討に当たり、生態系への影響を考慮し、掘削土の処理方法についても事業者には指導願いたい。

（事務局）

答申案審議に向けた論点整理において【指導】としている項目については、環境生活部長から文書指導を行うので、掘削土の適正処理についても、「全般的事項（１）」で位置及び構造の検討を求めるのと併せて伝えていきたい。

（委員）

了解した。

（委員）

既存道路の３分の１以上がトンネル構造であることを踏まえ、トンネル施工時の粉じん対策や、土石堆積場での適正な管理に配慮していただきたい。それから長いトンネルの内部では、供用時に大気汚染物質の濃度が高まり、特に出入口近傍で高濃度になるおそれがあるので、調査、予測及び評価していただきたい。指導事項とするのが適当と思う。

（事務局）

先ほどの回答と重複するが、１点目、トンネルの粉じん、土石堆積場での管理については、配慮書段階であり、まだ具体的なトンネルの工事方法、堆積場の位置等が決まっていないことから、答申案の「１全般的事項（１）」に含まれているものとし、今後、準備書手続き等で具体的な内容が明らかになった時点で、指摘事項等に反映していきたい。

２点目、トンネルの出入口近傍の大気汚染物質については、他の自動車専用道路の案件と同様にトンネル坑口部で調査、予測及び評価すると思われるので、現時点では、「１全般的事項（２）」と併せて伝えていくこととしたい。

（委員）

了解した。

（委員）

答申案の「水環境（水質、地下水の水質及び水位）」について、タイトルの両括弧内に水質が二箇所ある。アは河川の水質について述べていると思われるが、

重複に違和感があるので、削除した方がよいのではないかと。

(事務局)

主務省令の計画段階配慮事項の環境要素の区分に沿って、「水質」と、「地下水の水質」を区別しているが、重複についての御意見は考慮したい。

(委員)

「大気環境（超低周波音）」では、アは超低周波音に限定した意見、イは専門家等の助言についての全般的な意見である。一方、「水環境（水質、地下水の水質及び水位）」においては、アで水環境全般、イで地下水に限定しており、表現を横並びにしたい。

(事務局)

「大気環境」のイについては、審議において松田委員から、超低周波音の測定等が技術的に難しいので、専門家等から意見を聴取することとの、御意見を受けたため追記したものであり、超低周波音に限定した内容である。

(委員)

前回審議時点では入っていなかったのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

了解した。可能であれば、専門家等の前に、「特に低周波音或いは超低周波音に対しては、」などと記載し、全般的な事項と区別してほしい。「特に、」と記載すれば、イにおいて、大気環境の重要な点が難しいと読めるので、タイトルの（超低周波音）を削除してよい。「水環境（水質、地下水の水質及び水位）」、「土壌環境（土地の安定性）」の両括弧についても削除してよいと思う。

(事務局)

タイトルの両括弧を削除して、文頭に両括弧内の文言を追記することとする。

(委員)

事務局は後ほど修正した文言を説明願う。

(委員)

1点確認するが、今回の答申案審議は、配慮書を踏まえ、次の方法書に向けて、不足部分を補う意図で書かれているものと理解してよいか。つまり、「大気環境」においては、配慮事項に選定している大気質については、基本的に方法書で選択されるため指摘せず、配慮事項としていない超低周波音については、選定を求めているのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

また、掘削土については、仮置きだけではなく、恒久的な用途を考慮する必要があるが、例えば遠方に運搬する場合にも、このアセスメントで評価する内容に含まれるのか。そもそも土砂は廃棄物として扱うべき項目なのか。

(事務局)

遠方に運搬する場合は、本件のアセスの中で評価するのが難しい。

また、土砂は廃棄物ではないので、論点整理の「(8) 廃棄物等」の「等」の部分で、廃棄物と発生土という括りに含めている。

(委員)

了解した。

(委員)

補足として、国道は国土交通省所管事業であり、土砂については、データベースにより、盛土が必要な工事等と調整することとなっている。

(事務局)

国交省と同様に、県においても発生土のリサイクルのルールがあり、それに則った形で処分されるものと考えている。

(委員)

確認するが、方法書が提出される段階では、計画が全て固められているのか。それともまだ変更の余地があるのか。

(事務局)

都市計画アセスのため、まだ事業者が決定していない状況である。方法書の段階においても、具体的な土砂等の管理の方法までは決定していないものと思う。

(委員)

例えば土砂で谷を埋戻す、土砂を一時保管するといった計画に指摘をし、事業者が指摘を踏まえ変更するというプロセスを踏むことが可能なのかを伺いたい。

(事務局)

詳細に計画が決定するというのではなく、今回のアセスでは、ある程度、計画のイメージで影響があるかを議論することになると思う。

保管場所に貴重種の存在が確認されているなど、環境保全上必要な具体的な理由があれば、知事意見により、計画の変更を求めることになる。

(委員)

了解した。

(委員)

アセス手続きで指摘し、事業者を規制する、ということか。

(事務局)

規制はできない。意見を伝え事業者が判断するということである。

(委員)

計画段階につき具体的に決定していないため、こういった可能性が考えられるので、このような点に配慮して欲しいという言い回しになるのか。

(事務局)

ある程度具体的に示されるのは準備書段階になると考えている。

(委員)

計画変更を求めるプロセスがあるならば、事業者も緊張感を持ち環境影響の小さい計画を作成することが期待できると思う。

(委員)

今の議論に付随して、トンネル掘削に伴う発生土は、建設発生土に含まれるが、

より詳細に分類すると、施工方法により、高含水の建設汚泥として産業廃棄物となる場合や、有害な化学物質を含み、環境基準を超過し管理型処分が必要な場合もある。健全な発生土については、再利用を検討し、堆積場に一時保管し、国の事業や地方公共団体間で、流用をはかるなど対応していると思う。トンネル掘削に伴う発生土については、工事段階では、マニュアルに基づき適切に再利用や処理を行っていると思うが、アセスメントの段階では、法令に則り、適切に対応するとの表現にとどまるのではないかと思う。

(委員)

法令に則り適切に対応するのは最低限として、例えば法令上許可されていても、一時的な堆積でも生態系の観点から支障がある場合などに、指摘して回避できる実効性のあるプロセスが存在するかが重要なので、その点を確認している。

(委員)

おっしゃる通り、他府県の現場において、自然災害で堆積土砂が流出した事例を聞いたことがあり、保管管理を徹底し、環境影響を回避するのは重要だと思う。

(委員)

参考情報として、国土交通データプラットフォームに工事掘削土等の情報が挙げられている。10年前の震災時に、仮設住宅工事による発生土を埋戻し用に保管可能かを質問した際には、原則として一時保管せず、すぐに必要な現場に流用するとの説明を受けた。また、汚泥を再利用可能な状態にする産業廃棄物中間処理業者があることも確認しているが、それらの土砂の流れは、容易に追跡調査できない。

(委員)

インターネットによると、最初に富津竹岡 IC から富山 IC まで 1999 年に完成し、その後富山 IC から富浦 IC まで 2004 年に完成したとのことだが、この時点ではアセスを実施していなかったということでしょうか。

(事務局)

この時点では 2 車線で、要件に該当していない。

(委員)

蛇紋岩の分布箇所を通過しているトンネルがあり、施工時の情報等が残っているのではないかと思う。



(事務局)

事務局では施工時の書類の有無まで把握できていない。

(委員)

トンネル掘削時の情報は貴重なので、失われていたら残念に思う。

(委員)

意見が出尽くしたということで、事務局は文言の修正ができていますのであれば、読み上げていただきたい。

(事務局)

答申案のうち、「大気環境（超低周波音）」の両括弧部分を消して、「ア 超低周波音について、」と文頭に記載する。

「水環境（水質、地下水の水質及び水位）」についても、両括弧部分を削除する。「土壌環境（土地の安定性）」についても、両括弧書きを削除し、「ア 土地の安定性について」、「イ 土地の安定性について」と文頭に記載する。

(委員)

「大気環境」について、アでは、文中に「超低周波音の発生による」と出てくるので、文頭の「超低周波音について」は消去されたい。

また、「土壌環境」のア、イの文頭の「土地の安定性について」も不要なので消去されたい。

(事務局)

「大気環境」については、御指摘のとおり修正し、「土壌環境」のアについては、選定を求める項目名なので残すということでしょうか。

(委員)

「土壌環境」アの後半に、「土地の安定性への影響が懸念される」とあり、重複するので、「おそれがある箇所が存在する。また、」と一度句点で区切るべきと思う。

(事務局)

承知した。

(委員)

答申案を修正して完成版をもう1回作成し、提示されたい。

休憩

(事務局)

「(1) 大気環境」について、イは何についての指摘かを明確にするため、文頭に「超低周波音について」と追記した。

「(2) 水環境」については、アとイの文頭に「水質について」、「地下水質及び水位について」、とそれぞれ記載しているので、追記、修正はない。

「(3) 土壌環境」のアについては、「存在する。」で句点を打ち、「また、」以降の文末に、「土地の安定性を項目として選定すること」と追記した。イについては、何についての指摘かを明確にするため、文頭に「土地の安定性について」と追記した。

(委員)

基本的に良いが、「(3) 土壌環境」について、アの「また、」以降の文で「土地の安定性」の重複が気になる。

(事務局)

ここについては、懸念される理由と、道路事業の環境影響評価項目にない、土地の安定性の選定を求めているのとので、それぞれ明記が必要と考えている。

(委員)

「土地の安定性」という用語は、太陽光発電所の土壌環境項目の中分類、地盤から引用しているものと思う。「土地の安定性への影響」では、一般的な意味で使用し、「土地の安定性を項目として選定する」では法令上の項目として用いており、厳密には異なると解釈している。『地盤項目の「土地の安定性」として選定すること』のように、後者に鍵括弧をつけるなど区別したほうがよい。

(事務局)

事務局の意図としては、本間委員に補足していただいた通りであり、『地盤項目の「土地の安定性」』と追記する。

(委員)

「(3) 土壌環境」という項目名は決定しているのか。

(事務局)

道路主務省令上の配慮事項を基にしている。

(委員)

生態学分野では岩盤地質と土壌とを区別しているので気になった。また、用語として斜面の安定性が一般的だと思うが、「土地の安定性」とどこかで用いられているのか。

(事務局)

「土地の安定性」については、発電所主務省令の用語を用いている。

(委員)

最終的な答申案を説明いただきたい。

(事務局)

修正後の案文は次のとおり。

『(1) 大気環境

ア 高架及び橋梁構造を採用する場合は、超低周波音の発生による生活環境への影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。

イ 超低周波音について、専門家等の助言を受けて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。

(2) 水環境

ア 水質について、想定区域は複数の河川と交差しており、土地の改変等に伴う濁水等の発生及び道路排水等による水環境への影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。

イ 地下水の水質及び水位について、トンネル構造を採用する場合は、工事の実施や道路の存在による影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。

(3) 土壌環境

ア 想定区域及びその周辺には、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域等の土砂災害発生のおそれがある区域が存在する。また、蛇紋岩等の地すべりの起こりうる岩石の分布も確認されており、工事の実施や道路の存在による土地の安定性への影響が懸念されることから、環境影響評価項目として地盤項目の「土地の安定性」を選定すること。

イ 土地の安定性について、表層以下の地質性状についても留意し、適切に調

査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。』

(委員)

了解した。

(委員)

修正の内容も含め、この案を、承認するか意思表示をお願いします。

全員賛成と確認できたので、過半数を超えていることから、これをもって答申とする。

#### 議題(2): (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について (審議)

○事務局より資料 2-1 について説明。

○事業者より資料 2-2 について説明。

#### 【審議】

(委員)

事業実施区域のすぐ傍に道路建設(将来市道)が計画されているが、(図面を見ると)谷津田を埋めるような形で道路が建設されるように見える。例えば植物の調査範囲のかなりの部分に計画道路が含まれるが、将来市道は評価の対象になっていないので、そこまで含めて評価をしていただきたい。

また、方法書の32ページに、焼却施設だけではなく、複合施設の開発も一体的に行うという計画が示されている。焼却施設と同時進行で開発行為が行われるのではないかと思われるが、それについては一切言及がないため、今回のアセス対象として、事業実施区域内だけで実施することの妥当性について説明願いたい。

(事業者)

地域振興策については、焼却施設と一体で設計するものではなく、一体での整備工事と考えてはいない。

(委員)

別途アセスの対象になるのか。

(事業者)

施設規模が約 12.5ha とあまり大きくなく、単独での事業としては該当しない。

(委員)

工事の時期はどうなるのか。

(事業者)

地域振興策の実施設計は令和 7 年度からを予定しているが、現状では計画段階であり、詳細については決定していない。

(委員)

南側一帯の開発を考慮しないと、評価や保全策にどれだけ妥当性があるかわからない。少なくとも新しく建設する道路の影響が考慮されていないのは、不自然である。

(事業者)

将来市道となる部分については、都市計画決定を必要としないことから、アセスの対象にはしていない。

(委員)

交通量の評価は新しく道路ができることを前提にして行う予定になっており、回答と整合しない。

(委員)

発電機は 1 機設置ということで間違いないか。

(事業者)

1 機を予定している。

(委員)

余熱利用は発電以外でも行う予定があるのか。

(事業者)

地域振興策基本計画では、余熱を最大限活用することとしており、今後、プラントメーカーからの提案を受けて進める予定である。

(委員)

発電施設以外の余熱利用の何かが設置される可能性はあるが、現時点では白紙で案はないという理解でよいか。

(事業者)

そのような理解で相違ない。

(委員)

大気質については、排ガスによる影響について挙げており、パッカー車を想定しているためか自動車等とされているが、施設から排出される排ガスも含めるべきではないのか。NOx、SPM だけでなく、ダイオキシンも加えた方がよいのではないのか。一方で、土壌の調査項目としてはダイオキシンを選定しているが、大気質で選定せず、土壌のみで選定している理由は何か。

(事業者)

供用時は施設の排ガスも含んでおり、ダイオキシンも項目選定している。

(委員)

下水道を整備する計画であるが、近隣の2地区では既に下水道が配備されており、そちらの本線につなげるということか。施設から出る排水はすべて下水に流すということで、排水は項目として選定されていないが、車両を洗った排水も下水に流れるのか。発電施設では排水はないということであるが、廃熱利用施設において水を使うことはないのか。

(事業者)

事業予定地北側の市道 00-026 号線に本管が埋設されており、そこから延伸する。プラント排水については場内で再利用も考えている。再利用の際には水の浄化を行う。下水には排水基準まで各数値を下げてから排水する。

(委員)

主灰、飛灰はフレコンで運んで埋め立てることになっているが、飛灰はその処理方法ではよろしくないのではないのか。主灰、飛灰が施設から出る廃棄物として捉えられていないことが気になっている。

また、廃棄物処理について、再利用ができないものが最終的な廃棄物となり、それについて環境保全措置に係る減量化を図ると記載されているが、具体的にはどのように減量化を図るのか。

(事業者)

主灰及び飛灰については廃棄物であると考えており、アセスメントにおいても廃棄物として取り扱う。

(委員)

飛灰は中に多くの重金属等を含んでいるので、別処理をするのが一般的であるが、そのことの記載がない。

(事業者)

飛灰はキレート処理等の重金属類が溶出しない処理をするが、わかるように表現したい。

(委員)

主灰及び飛灰を廃棄物と捉えるのであれば、廃棄物の項目において、主灰及び飛灰の処理についても評価対象とすべき。評価が詳しく書かれていないため、何をどうするのがわからない。

(事業者)

廃棄物は適正に処理しないと環境影響が出てくるので、適正に処理するということは押さえていきたい。

(委員)

動物への環境影響については、事業によって妨害された場所から周辺にエスケープできる場所があれば影響がないという評価になる。その場所に予定されている施設があるのであれば、その点を考慮して調査地域を広めに設定しないと、動物への環境影響を正しく評価できないので、考慮していただきたい。

(委員)

焼却量の推定について、方法書 p15 図 2.3-5 の出典（印西地区ごみ処理基本計画）の値が、図 2.3-5 の目標値と違うのではないか。ごみ処理基本計画では、事業系ごみ排出量が増加する推計となっている。推計方法を変えているのか。

(事業者)

確認する。

(委員)

煙突を 59m としている理由は何か。

(事業者)

航空障害灯の設置や超高層建築物の適用を受けるためである。景観にも配慮している。

(委員)

環境影響を考えた場合、59m であることの適切な理由が必要。

(事業者)

他団体でも 59m の煙突が多い。59m でも環境影響を十分に低減できると考える。

(委員)

最初から 59m ありきではなく、もう少し理由が欲しい。

(委員)

航空写真を見ると、事業実施区域の東側に太陽光発電施設があるが、所有者はわかっているのか。西側に建物が建つので日射の状況が変わる。

(事業者)

建物や煙突の影にならないような設計を考えている。

(委員)

所有者には既に交渉しているのか。

(事業者)

現状では交渉できてはいない。

(委員)

住民の合意形成はとても重要なことであるので、確実に合意形成を図ってほしい。

(委員)

最大着地濃度 2.5km の範囲内に大気質の調査地点を 4 地点選んでいるが、



2.5km というのは 59 メートルの煙突を想定して計算したものであるという認識で間違いはないか。

(事業者)

間違いはない。

(委員)

煙突の高さについては確かに議論があるところで、他の自治体のごみ焼却場を見てみると、59m が半分ぐらいで、100m とか 120m もある。他の自治体も圧迫感があるとか、影ができて農業に影響があるといった苦しい説明をしているという印象がある。煙突の高さによって最大着地濃度が変わるので、59m ありきで進めてしまうのではなく、コストも考慮しつつ、調査地点の追加を含め検討していただきたい。

また、大気質の調査地点 4 地点のうち 2 地点は（最大着地濃度 2.5km の範囲内の）かなり内側に設定しているようだが、設定根拠を教えてください。

(事業者)

測定機器を設置するには、土地所有者等の了解を得る必要がある。公共施設や土地所有者等の了解をいただきながら調査地点を設定したところであり、現状の配置となっている。

(委員)

方法書の図 5.2-9 について、大気質の調査地点である吉田地区構造改善センターは事業実施区域からかなり近いが、煙突の高さが 59 メートルであるとする、もう少し遠い方がよい。ここは設置がしやすかったということか。

(事業者)

集落がある吉田地区の集会所にあたる。

(委員)

人が多く居住している地域なのか。

(事業者)

吉田地区の集落がある地域であり、この点にも配慮して設定した。

(委員)

施工時の樹木の伐採を景観の評価項目として選定しておらず、供用後のモニター写真を作って景観の評価をするということだが、樹木の伐採を含めたモニター写真を作成いただきたい。もし含めないのであれば、景観の観点から樹木の伐採を評価項目として選定していただきたい。

(委員)

人と自然との触れ合いの活動の場については、焼却施設そのものはこれらの活動の場からあまり見えないかもしれないが、パッカー車が多く通ることによる人への影響、利用環境の変化が懸念される。周辺地域の住民は車を使って生活しているかもしれないが、方法書の 161 ページから 169 ページにあるような施設を利用する方が徒歩で移動することが考えられる。この徒歩圏が収集運搬ルートにかかっている可能性が高いのではないか。これらの図、特に 161 ページの小・中学校の図に収集運搬ルートを追加して、通学路等と収集運搬ルートが重なることがないか確認してもらいたい。

(委員)

時間になったため、追加でご意見等あれば事務局に提出していただくようお願いする。